

補助事業対象要件確認表 【空き家解体跡地利活用事業】

補助事業に関する要件の概要は、以下のとおりです。

このチェック表は、要件の概要を示したものであり、参考チェック表となります。
 全て該当した場合においても、申請時の書類審査において対象外となる可能性もあります。
 不明な点がある場合には、申請前に一度事前相談をしていただくようお願い致します。

1. 補助対象となる解体跡地

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
1-1		解体跡地は、市内に所在している。	第2第1項第1号 同 第4号
1-2		解体跡地に所在する(所在した)空き家は、解体着手日又は補助金交付申請日のいずれか早い日において、1年以上使用されていない。	第2第1項第1号 同 第4号
1-3		解体跡地に所在する(所在した)空き家は、【戸建住宅】・【1/2以上が居住空間である併用住宅】・【長屋建住宅】のいずれかに該当する。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> ※長屋建住宅は、1棟(全戸)が空き室である場合 又は それぞれの住戸が別個の建築物である場合の空き住戸(隣接する住戸との界壁が2重壁である場合など)のみ対象 </div>	第2第1項第1号 同 第4号

2. 補助対象となる申請者

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
2-1		申請者は、個人である。	第3第1項
2-2		申請者は、解体跡地に所在する(所在した)空き家の登記記録又は固定資産課税台帳に所有者又は共有者として記録されている者又はその相続人である。	第3第1項第1号 第2第1項第5号
2-3		申請者は、交付申請する日の属する年の前年(1月1日から6月30日までの間)にあっては、前々年の収入金額又は所得金額が次の金額以下である。 ・収入金額:1,442万円(給与所得のみの者) ・所得金額:1,200万円(その他の者)	第3第1項第2号
2-4		申請者は、長野市の市税を滞納していない。	第3第1項第3号
2-5		申請者は建設工事に関し、本事業の補助金(解体補助含む)及び国又は地方公共団体等による他の補助金、助成金等の交付を受けていない。	第3第1項第4号
2-6		申請者は、補助事業が完了した後の敷地及び建物等を適切に管理することができる。	第3第1項第5号
2-7		申請者は、暴力団関係者ではない。	第3第1項第6号
2-8		<u>《空き家の共有者及び相続人がいる場合》</u> 全ての共有者及び相続人は、暴力団関係者ではない。	第3第1項第6号

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
2-9		<p><u>≪空き家の共有者及び相続人がいる場合≫</u></p> <p>全ての共有者及び相続人から、空き家の解体についての同意を得ている。</p>	第3第1項第7号
2-10		<p><u>≪解体跡地の所有者が申請者以外又は複数名いる場合≫</u></p> <p>解体跡地(土地)の所有権を有する全ての者から、土地利用について同意を得ている。</p>	第3第1項第11号

3. 補助対象となる工事

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
3-1		空き家を解体した跡地に建設する建物の用途は、住宅又は店舗である。	第2第1項第4号 第4第1項の表
3-2		建設工事は、解体跡地に所在する(所在した)空き家の解体完了後1年以内に着手するものである。	第2第1項第4号
3-3		現在、建設工事に事業着手(工事に係る契約行為又は工事着手の合意等)していなく、交付決定を受けるまで事業着手(工事に係る契約行為又は工事着手の合意等)しない。	第4第2項
3-4		建設工事は、公共事業等の補償の対象となっていない。	第4第3項

4. 補助金交付申請に関する要件

No	確認	要件	補助要綱 関係規定
4-1		<p>補助対象経費の消費税及び地方消費税額は、次のとおりとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・“仕入れ税控除”の非対象者：補助対象経費は税込で算出 ・“仕入れ税控除”の対象者：補助対象経費は税抜で算出 	第4第1項
4-2		補助対象経費には、建物の建設工事以外のもの(外構整備費や申請費用等)を含んでいない。	第4第1項の表
4-3		補助金交付申請日は、申請期限(補助金の交付を受けようとする年度の2月28日)を越えていない。	第7第3項第2号
4-4		<p>補助金交付申請日は、申請書を提出する年度の3月31日までに実績報告書を提出するための日数が確保されている。</p> <p>※実績報告書は、工事完了後に全ての支払い及び必要書類の整理が完了した後提出するもの</p>	第9第3項第2号 第2第1項第4号